

○国土交通省令第六号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>第六條 元請建設工事事業者等は、建設発生土を第八條第一項の規定により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請建設工事事業者等。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三項及び第八條第八項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の交付を求めらるものとする。</p> <p>一 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称。第八條第二項第四号において同じ。）及び所在地</p> <p>二 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名</p> <p>三 建設発生土の搬出元の名称（搬出元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地</p> <p>四 建設発生土の搬出量</p> <p>五 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日</p> <p>2 元請建設工事事業者等は、前項の規定による交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、当該受領書に記載された同項第一号に掲げる事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。</p> <p>3 元請建設工事事業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

に関する第一項各号に掲げる事項を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- 一 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であつて国土交通大臣が定めるもの
- 二 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
- 三 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの

第七条 (略)

(再生資源利用促進計画の作成等)

第八条 元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一・二 (略)

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

- 二 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- 三 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設、他の工事現場その他の指定副産物の搬出先への搬出量

第六条 (略)

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、当該再生資源利用促進計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

一・二 (略)

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

- 二 第八条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- 三 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

四 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称及び所在地

五〽七 (略)

3|| 元請建設工事事業者等は、第一項第一号に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、あらかじめ次に掲げる事項を確認した上で再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第七項又は第四条第一項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること

二 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

イ 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けていること

ロ 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定

による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
三 前二号に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

4|| 前項の場合において、元請建設工事事業者等は、同項各号に掲げる事項の確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

5|| 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、再生資源利用促進計画（前項の規定により作成した書面を含む。第九項を除き、以下同じ。）の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

6|| 第三項の場合において、元請建設工事事業者等は、建設発生土の運

四 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称（搬出先が他の工事現場で

ある場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地

五〽七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

搬を行う者に対し、第二項第三号及び第四号に掲げる事項並びに第三項各号に掲げる事項の確認の結果を通知するものとする。

7|| 元請建設工事事業者等は、第二項各号に掲げる事項又は第三項各号に掲げる事項の確認の結果について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者にあつてはその変更の内容を発注者に速やかに報告し、第一項第一号に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する元請建設工事事業者等にあつてはその変更の内容(第二項第三号及び第四号に掲げる事項並びに第三項各号に掲げる事項の確認の結果に係るものに限る。)を当該指定副産物の運搬を行う者に通知するものとする。

8|| 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

9・10|| (略)

11|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。

第九条 (略)

3|| 元請建設工事事業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、その変更の内容を発注者に速やかに報告するものとする。

4|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

5・6|| (略)

7|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。

第八条 (略)

（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第五條 元請建設工事事業者等は、建設発生土を第九条第一項の規定により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあつては、当該工事現場に係る元請建設工事事業者等）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）を交付するものとする。</p> <p>一 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地</p> <p>二 建設発生土を搬入した建設工事に係る元請建設工事事業者等の商号、名称又は氏名</p> <p>三 建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称。第九条第二項第五号において同じ。）及び所在地</p> <p>四 建設発生土の搬入量</p> <p>五 建設発生土の搬入が完了した日</p> <p>（コンクリート塊の利用）</p> <p>第六條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第四条第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。</p> <p>第七條・第八條（略）</p> <p>（再生資源利用計画の作成等）</p> <p>第九條（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>（新設）</p> <p>（コンクリート塊の利用）</p> <p>第五條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。</p> <p>第六條・第七條（略）</p> <p>（再生資源利用計画の作成等）</p> <p>第八條（略）</p>

<p>2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十条の規定により工事現場に置く責任者の氏名</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 再生資源の種類ごとの搬入元の名称及び所在地</p> <p>六〇八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 元請建設工事業業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>第十条 (略)</p>	<p>2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 再生資源の種類ごとの搬入元の名称(搬入元が他の工事現場である場合にあつては、建設工事の名称)及び所在地</p> <p>六〇八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 元請建設工事業業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>第九条 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定（第六条第三項の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業業者について適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事に係る建設工事業業者については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業業者について適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事に係る建設工事業業者については、なお従前の例による

○国土交通省告示第百五十七号

ストックヤード運営事業者登録規程を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

ストックヤード運営事業者登録規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条―第九条）

第三章 業務（第十条―第十六条）

第四章 監督（第十七条―第十九条）

第五章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、ストックヤード運営事業を行う者の登録に必要な事項を定めることにより、この規程に定める業務の適正な運営を確保し、ストックヤード運営事業の健全な発達を図り、もって

土砂の再生利用の促進及び適正な処分に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所をいう。

2 この規程において「ストックヤード運営事業」とは、ストックヤードの運営を行う事業をいう。

3 この規程において「ストックヤード運営事業者」とは、次条第一項の登録を受けてストックヤード運営事業を行う者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 スtockヤード運営事業を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされなるときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる事務所の所在地及び連絡先

三 法人である場合においては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下同じ。）の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名

四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名

六 事業年度の開始の日

七 次に掲げるいずれかの許可又は登録の有無

- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可
- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可
- ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定による登録
- 八 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（次のイ又はロに該当するものを除く。第十号において同じ。）の名称及び所在地並びに最大堆積可能量
- イ 次号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出がされていないもの
- ロ 第七条第二項第一号、第二号、第五号、第七号又は第九号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 九 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（前号ロに該当するものを除く。）における土砂の堆積その他の行為についての次に掲げる許可、認可、認定、認証又は届出（以下「許可等」という。）の要否及び有無
- イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による許可又は同法第二十一条第

一 項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第四十条第一項の規定による届出

ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）又は第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可

ハ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定による認可

ニ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条又は第二十条第一項の規定による認可
ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可

ヘ 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可又は届出

ト 地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定

チ 民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証

十 その運営し、又は運営しようとするストックヤードで取り扱う土質の区分その他取り扱う土砂に関する情報

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。

ただし、前項第七号イからハまでに掲げる許可若しくは登録を受けている者又は同項第九号ハ若しくは二に掲げる認可を受けている者にあつては、第二号から第五号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 別記様式第二号による次条各号のいずれにも該当しない旨及びその業務を誠実に行う旨を誓約する書面
- 二 別記様式第三号による登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員等をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。）及びその支配人の住所、生年月日等に関する調書
- 三 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。）及びその支配人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 四 法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- 五 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書
- 六 前項第七号イからハまでに掲げる許可又は登録を受けている者にあつては、当該許可又は登録を受けていることを証する書面の写し

七 前項第九号イからチまでに掲げる許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしている者にあつては、当該許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしていることを証する書面の写し

八 既に運営しているストックヤードがあるときは、別記様式第四号による当該ストックヤードにおける過去一年間の土砂の搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先を記載した書類

3 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了の日の百八十日前の日から四十二日前の日までに、第一項の規定による登録申請書の提出を行うものとする。

(登録の拒否)

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録の申請をした者（次条第二項及び第三項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の登録申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第十八条第一項の規定により同項各号（第四号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合に
おいては、当該取消しの日から三十日前まで当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から五

年を経過しないものを含む。)

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 精神の機能の障害によりストックヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するものに該当するもの

八 法人でその役員等又は支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるものの

九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めると認めるに足りる相当の理由がある者

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
(登録の実施及び公表)

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項の規定による登録の申請があつたときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿に登録をするものとする。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日、登録の有効期間及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

3 国土交通大臣は、前条の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

4 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者登録簿（第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあつては、支配人の氏名に限る。）に係る部分を除く。）を一

般の閲覧に供するものとする。

(管理状況年報の報告等)

第七条 ストックヤード運営事業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その運営するストックヤードにおける土砂の管理状況を別記様式第五号により国土交通大臣に報告しなければならない。

2 ストックヤード運営事業者は、当該ストックヤード運営事業者又はその運営するストックヤードにおける土砂の堆積その他の行為について次に掲げる不利益処分(行政手続法(平成五年法律第十八号)第二項第四号に規定する不利益処分をいう。以下この項及び第十八条第一項第四号において同じ。)を受けたときは、当該不利益処分に係る同法第十五条第一項の規定による通知があった日から七日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

一 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十九条第二項から第四項まで又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による命令

二 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による勧告

三 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可の取消し

四 鉱業法第八十三条第一項の規定による租鉱権の取消し

五 採石法第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令

六 採石法第三十三条の十二の規定による認可の取消し

七 砂利採取法第二十三条第一項又は第二項の規定による命令

八 砂利採取法第二十六条の規定による認可の取消し

九 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による災害の発生の防止するために必要な措置の実施、堆積された土砂の撤去、土砂の堆積の停止等に関する勧告又は命令

十 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可等の取消し

(変更の届出)

第八条 ストックヤード運営事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を別記様式第一号により国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が第五条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除き、当該事項をストックヤード運営事業者登録簿に記載して、変更の登録をし、その旨を届出をした者に通知するものとする。

(廃業等の届出)

第九条 ストックヤード運営事業者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあっては、その事実を知つた日)から三十日以内に、別記様式第六号によりその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 ストックヤード運営事業者である個人が死亡した場合 相続人
 - 二 ストックヤード運営事業者である法人が合併により消滅した場合 その法人の役員であつた者
 - 三 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人
 - 四 ストックヤード運営事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
 - 五 ストックヤード運営事業を廃止した場合 ストックヤード運営事業者であつた個人又はストックヤード運営事業者であつた法人の役員
- 2 ストックヤード運営事業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、登録は、その効力を失う。

第三章 業務

(土砂の搬出先に関する事項の確認等)

第十条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出しようとするとき(その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。

）を作成するものとする。

一 搬出先における土砂の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること

二 搬出先における土砂の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

三 前二号に掲げる事項のほか、搬出先が適正であることを確認するために必要な事項

2 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードからの土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに前項の規定による確認の結果を通知するものとする。

3 ストックヤード運営事業者は、土砂の搬出を委託した者に対し支払う代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めるものとする。

（受領書の交付等）

第十一条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードに土砂が搬入されたときは、当該土砂の搬入元に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記載した電磁的記録を含

む。以下この条及び第十四条において同じ。）を交付するものとする。

- 一 土砂を搬入したストックヤードの名称及び所在地
 - 二 ストックヤード運営事業者の商号又は名称（個人である場合にあつては、その者の氏名）
 - 三 土砂の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地
 - 四 土砂の搬入量
 - 五 土砂の搬入が完了した日
- 2 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出したときは、当該土砂の搬出先に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - 一 搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地
 - 二 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
 - 三 土砂を搬出したストックヤードの名称及び所在地
 - 四 土砂の搬出量
 - 五 土砂の搬出先への搬出が完了した日
 - 3 ストックヤード運営事業者は、前項の規定による交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、当該受領書に記載された同項第一号に掲げる事項が前条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を確認した搬出先の名称及び所在地と一致することを確認するもの

とする。

4 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから搬出した土砂が前条第一項の規定により同項各号に掲げる事項について確認した搬出先（次の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第二項各号に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。当該土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

一 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所

二 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

三 ストックヤード運営事業者が運営するストックヤード

（土砂の搬入及び搬出の管理）

第十二条 ストックヤード運営事業者は、土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録することとする。

（法令の遵守）

第十三条 ストックヤード運営事業者は、自ら法令を遵守するとともに、その運営するストックヤードに土砂を搬入し、又は当該ストックヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に

使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めるものとする。

（記録等の保存）

第十四条 ストックヤード運営事業者は、第七条第一項及び第二項の規定による報告、第十条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の確認の結果、第十一条第一項の規定により土砂の搬入元に対して交付した受領書、同条第二項の規定による交付の求めを行った場合に土砂の搬出先から交付を受けた受領書、同条第四項の規定により作成した書面並びに第十二条の規定により作成した記録（以下この条及び次条において「記録等」という。）について、その写しを記録等の作成後五年間保存することとする。

（記録等の閲覧又は謄写の請求）

第十五条 ストックヤード運営事業者が運営するストックヤードに土砂を搬入した者若しくは搬入しようとする者又は当該ストックヤードから土砂を搬出した者若しくは搬出しようとする者は、当該ストックヤード運営事業者に対し、当該ストックヤード運営事業者が作成した記録等の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該ストックヤード運営事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報に部分を除き、当該請求を拒むことができない。

(標識の掲示)

第十六条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第七号による標識を掲げるものとする。

2 登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第四章 監督

(ストックヤード運営事業者に対する勧告等)

第十七条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該ストックヤード運営事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な勧告をすることができる。

一 第十条から第十六条までの規定に違反したとき

二 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けたストックヤード運営事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該ストックヤード運営事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(登録の取消し)

第十八条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消すものとする。

- 一 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は登録の時点において同条各号のいずれかに該当していたことが判明したとき
- 二 不正な手段により登録を受けたとき
- 三 正当な理由なく第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 四 その運営するストックヤードについて第七条第二項各号に掲げる不利益処分を受け、その内容により、第十条から第十六条までに規定する業務を適正に行うことができないと認められるとき
- 五 当該ストックヤード運営事業者が行う土砂の堆積その他の行為によつて災害の発生又は生活保全上の支障を生じるおそれがあると認められるとき
- 六 前条第三項の規定による国土交通大臣の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- 七 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の勧告に従わなかったとき
- 二 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 三 第六条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しがあつた場合について準用する。

(登録の抹消)

第十九条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者について第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録を抹消したストックヤード運営事業者に係る第六条第一項各号に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿から抹消記録簿へ移すとともに、当該抹消記録簿を登録の抹消後五年間保存するものとする。

第五章 雑則

(権限の委任)

第二十条 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、登録を受けようとする者又はストックヤード運営事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

この告示は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第十一条第四項の規定は、令和六年六月一日から施行する。

ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書						
登録の種類	新規・更新・変更	※登録番号				
		※登録年月日	令和	年	月	日
		※登録有効期間	自 令和	年	月	日
		※再登録制限解除日	至 令和	年	月	日
この申請書により、ストックヤード運営事業の登録を申請します。 この申請書により、ストックヤード運営事業の登録の更新を申請します。 この変更届出書により、ストックヤード運営事業の登録事項の変更を届け出ます。						
令和 年 月 日						
殿						
フリガナ 商号、名称又は氏名						
主たる事務所の 所在地・連絡先		郵便番号（ - ）	都道府県：			
			TEL：	-	-	
E-mail						
法人である 場合	フリガナ 代表者の氏名					
・法人である場合の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人の氏名及び役名等 ・個人である場合の本人及び支配人の氏名						
フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）			
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代理人が 個人である場 合	フリガナ 氏名				
		住所	郵便番号（ - ）	TEL：	- -	
	法定代理人が 法人である場 合	フリガナ 商号又は名称				
		住所	郵便番号（ - ）	TEL：	- -	
		フリガナ 役員等の氏名				
		役名等 （常勤・非常勤）				
事業者が定める 事業年度の開始日		月 日				
関連する許可等の状況						
名称					許可等の有無	
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第8項又は第14条第1項若しくは第8項のいずれかの規定による許可						
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録						
取り扱う土質や料金表等の情報に関する自社のインターネット掲載状況（任意）						
掲載URL						

備 考

- ※印のある欄は、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規申請の場合は「新規」を、登録の更新の場合（更新の際に申請書の記載事項に変更がある場合を含む。）は「更新」を、その他「更新」以外で申請書の記載事項に変更が生じた場合は「変更」を選択すること。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、常勤・非常勤の別を記載することは要しない。
- 申請者又は届出者は、国が登録審査にあたり実施する警察当局への意見聴取に際し、本申請書（添付書類を含む。）に記載した個人情報（法人である場合の役員等（代表者を含む。）又は支配人若しくは個人である場合の本人、支配人若しくは法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うこと。
- 更新申請又は変更届に際して前回登録から変更のあった内容は赤字とすること。

別記様式第一号(2) (第四条第一項関係)

ストックヤード (箇所目)			
登録の種類	新規・変更・解除	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	(-)
名称		所在地	都道府県
TEL	- -		
最大堆積可能量			m ³
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第181号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可			
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出			
鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可			
採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は第33条の5第1項の規定による認可			
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可			
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可			
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出			
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出(販売)土質区分(処分目的を除く)	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土	
<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土			
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備 考

- ※印のある欄は、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規登録のストックヤードの場合は「新規」を、登録済みのストックヤードの登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除を申請する場合は「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から変更を行う内容は赤字とすること。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
 - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
 - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準(国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号、平成18年8月10日)及び建設汚泥処理土利用技術基準(国官技第50号、国官総第187号、国官計第41号、平成18年6月12日)による区分を標準とする。なお、搬出(販売)土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第一号(1)にURLを記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔、法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下の項目に該当しない者であることを誓約します。 (チェック)

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 二 スtockヤード運営事業者登録規程（以下「規程」という。）第18条第1項の規定により同項各号（第4号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日の30日前まで当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 精神の機能の障害によりStockヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 七 Stockヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- 九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。 (チェック)

- 一 Stockヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。
- 二 Stockヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。
- 三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。
- 四 Stockヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。
- 五 Stockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。
- 六 土砂が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様に行います。
- 七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。
- 八 自ら法令を遵守するとともに、Stockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。
- 九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。
- 十 規程第15条の規定によりStockヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に供します。
- 十一 規程第16条の規定によりStockヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げます。

令和 年 月 日

殿

商号又は名称
氏名

法定代理人
商号又は名称
氏名

※ 各誓約項目を全て確認し、✓を入れること（□→☑）
 ※ 商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員等、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を行うこと

土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和 年 月 日 現在

申請者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量					m ³
提出に係る期間		年	月	日	～ 年 月 日
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】					m ³
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】					m ³
搬出先の工事等の名称及び施工場所					搬出量 m ³
				搬出先の種類	
上記以外の搬出先 箇所 ※					
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）					m ³
期間中の最大堆積量					m ³

備 考

- 1 既に運営しているストックヤードがある場合は過去1年間の実績について可能な範囲で記載すること。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

殿

届出者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 第 号			
ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量					㎡
今回の報告に係る期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】					㎡
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】					㎡
		搬出先の工事等の名称及び施工場所		搬出先の種類	搬出量 ㎡
今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）					㎡
前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減）					㎡
今回の報告に係る期間中の最大堆積量					㎡

備 考

- 1 事業年度ごとに登録ストックヤードごとに記載し登録を受けた地方整備局長等へ報告すること。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100㎡未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

廃業等届出書

ストックヤード運営事業者登録規程第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

届出者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

受付番号
 受付年月日
 スtockヤード運営事業者登録番号

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃業	
ストックヤード運営事業者	商号又は名称	
	氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	
	主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
ストックヤード運営事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元役員 3. 元個人事業者 4. 破産管財人 5. 清算人	

備考

- 1 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- 2 届出先は登録を受けている地方整備局長等を選択すること。
- 3 「届出の理由」及び「ストックヤード運営事業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

別記様式第七号（第十六条第一項関係）

ス ト ッ ク ヤ ー ド 登 録 票		
登 録 番 号	第 号	
登 録 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		
主 な 事 務 所 の 所 在 地	電 話 番 号 ()	
ス ト ッ ク ヤ ー ド	登 録 番 号	第 号
	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号 ()

3 5 cm以上

2 5 cm以上

○国土交通省告示第百五十八号

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）第六条第三項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項第三号の国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場は、ストックヤード運営事業者登録規程（令和五年国土交通省告示第百五十七号）第二条第三項に規定するストックヤード運営事業者が運営するストックヤード（同規程第二条第一項に規定するストックヤードをいう。以下同じ。）のうち、ストックヤード運営事業者登録簿（同規程第六条第一項に規定するストックヤード運営事業者登録簿をいう。）に登録されたストックヤードとする。

附 則

この告示は、令和六年六月一日から施行する。